



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
1月13日
第375号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告示

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定に基づく認定(防災危機管理局)	1
地方自治法に基づく指定管理者の指定(健康寿命推進課)	1
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課)	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)	2
特定農業用ため池の指定(農村振興課)	3
特定農業用ため池の指定の解除(農村振興課)	3
道路区域の変更(道路保全課)	4
道路の供用開始(道路保全課)	4

○ 公告

公共測量終了公告(監理課)	5
浸水警戒区域の指定の案の縦覧公告(流域政策局)	5

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告(東近江)	8
-----------------------------	---

告示

滋賀県告示第9号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第35条の6第1項の規定に基づき、次の液化石油ガス販売事業者について、保安確保機器の設置および管理の方法が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号)第46条の基準に適合している旨、認定した。

令和5年1月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 液化石油ガス販売事業者の名称および所在地 株式会社東山 京都府京都市山科区御陵大津畑町16番地の6
- 2 認定年月日 令和4年12月19日

滋賀県告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和5年1月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施設の名称 滋賀県立長寿社会福祉センター(福祉用具に関する業務に限る。)
- 2 指定管理者 草津市笠山七丁目8番138号 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 会長 渡邊光春
- 3 指定の日 令和5年1月5日
- 4 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

滋賀県告示第11号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和5年1月13日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
児童発達支援・放課後等デイサービスウィズ・ユ-大宝	栗東市霊仙寺二丁目13番19号	一般社団法人アド	栗東市小平井一丁目17番41号	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和5.1.1	2551200138
児童発達支援・放課後等デイサービスPRIDEぷらす	栗東市安養寺8-4-1	株式会社PRIDE	京都府京都市山科区日ノ岡堤谷町54番地の1	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和5.1.1	2551200161

滋賀県告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年1月13日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
スマイルひこね	彦根市大東町2番28号アルプラザ彦根4階	株式会社スマイル	彦根市芹川町1212番地(710号)	就労継続支援A型	令和5.1.1	2510200757
風蝶木の実ケイパハウス	彦根市極楽寺町596	社会福祉法人喜創会	彦根市極楽寺町596	生活介護 短期入所	令和5.1.1	2510200765
小規模多機能居宅介護サービスフェイス	草津市草津二丁目14-32	社会福祉法人ご縁会	草津市青地町1248番地の4	短期入所	令和5.1.1	2510600964
希美	彦根市平田町628番地14	株式会社an	彦根市平田町628番地14	共同生活援助	令和5.1.1	2520200227
合同会社グループホームそら	蒲生郡竜王町山之上3406	合同会社グループホームそら	蒲生郡竜王町山之上3406	共同生活援助	令和5.1.1	2521500088

滋賀県告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和5年1月13日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
ユタカ薬局水口の場	甲賀市水口町の場106番地	薬局	濱田 竜 誠	令和5.1.10

滋賀県告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和5年1月13日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	ユタカ薬局水口的場	甲賀市水口町的場106番地	薬局	濱田竜誠	令和5.1.10

滋賀県告示第15号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第7条第1項の規定に基づき、特定農業用ため池を次のとおり指定した。

令和5年1月13日

滋賀県知事 三日月 大造

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定年月日
坂口池	大津市千野三丁目	令和5.1.5

滋賀県告示第16号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第7条第1項の規定に基づき令和2年滋賀県告示第132号で指定した次の特定農業用ため池の指定を解除した。

令和5年1月13日

滋賀県知事 三日月 大造

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	解除年月日
永谷池	甲賀市甲賀町五反田字永谷437 他15筆	令和5.1.5
新池(長野)	甲賀市信楽町長野字南松尾1423-3	
表池	甲賀市水口町貴生川字尾山69	

滋賀県告示第17号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第7条第1項の規定に基づき令和2年滋賀県告示第188号で指定した次の特定農業用ため池の指定を解除した。

令和5年1月13日

滋賀県知事 三日月 大造

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	解除年月日
山中ダム	蒲生郡竜王町大字山中字獄1391-15 他4筆	令和5.1.5

滋賀県告示第18号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第7条第1項の規定に基づき令和3年滋賀県告示第393号で指定した次の特定農業用ため池の指定を解除した。

令和5年1月13日

滋賀県知事 三日月 大造

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	解除年月日
北谷池	甲賀市土山町頓宮	令和5.1.5

滋賀県告示第19号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和5年1月13日から令和5年1月27日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月13日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				備考	
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	水谷彦根線	彦根市仏生寺町字寒谷32番1地先から	変更後	最小 14.7m	102.8m	道路改良工事(迂回路設置)に伴う道路区域の変更	
		彦根市仏生寺町字寒谷34番地先まで		最大 28.5m			
		彦根市仏生寺町字寒谷32番1地先から	変更前	最小 10.9m	100.7m		
		彦根市仏生寺町字寒谷34番地先まで		最大 18.8m			
	目加田湖東線	愛知郡愛荘町島川字木ノ前237番地先から	変更後	最小 10.4m	54.6m		道路改良工事(歩道整備)に伴う道路区域の変更
		愛知郡愛荘町島川字弁才天1337番1地先まで		最大 24.0m			
		愛知郡愛荘町島川字木ノ前237番地先から	変更前	最小 6.6m	54.6m		
		愛知郡愛荘町島川字弁才天1337番1地先まで		最大 21.4m			
	高島大津線	高島市安曇川町西万木字平良田185番1地先から	変更後	最小 11.7m	16.4m	管理界の変更に伴う道路区域の変更	
		高島市安曇川町西万木字平良田185番1番地先まで		最大 16.2m			
		高島市安曇川町西万木字平良田185番1地先から	変更前	最小 11.2m	16.4m		
		高島市安曇川町西万木字平良田185番1番地先まで		最大 12.4m			

滋賀県告示第20号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年1月13日から令和5年1月27日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月13日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
-----	---------	----------	----

目加田湖東線	愛知郡愛荘町島川字木ノ前237番地先から 愛知郡愛荘町島川字弁才天1337番1地先まで	令和5.1.13 9時	L=54.6m
高島大津線	高島市安曇川町西万木字平良田185番1地先から 高島市安曇川町西万木字平良田185番1番地先まで	令和5.1.13	L=16.4m

公 告

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大津市長 佐藤 健司から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和5年1月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 大津市全域
- 3 作業の終了日 令和4年12月28日

浸水警戒区域の指定の案の縦覧公告

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定による浸水警戒区域の指定をしたいので、同条第3項の規定により、次のとおり当該指定の案を縦覧に供する。

令和5年1月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域
 - (1) 区域の所在地 長浜市余呉町上丹生
 - (2) 区域の表示 次の図のとおり
- 2 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域における想定水位 次の図のとおり
- 3 浸水警戒区域の指定の案の縦覧の場所および縦覧の期間
 - (1) 縦覧の場所 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県長浜土木事務所木之本支所、長浜市都市建設部道路河川課および長浜市北部振興局建設課に備え置いて縦覧に供する。
 - (2) 縦覧の期間 令和5年1月13日から令和5年1月26日まで(土曜日および日曜日を除く。)
- 4 意見書の提出の方法等
 - (1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
 - (2) 意見書を提出することができるもの 指定をしようとする区域の住民および利害関係人
 - (3) 意見書の記載事項 提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容
 - (4) 意見書の提出期限および提出先
 - ア 提出期限 縦覧期間満了の日
 - イ 提出先 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
 (「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県長浜土木事務所木之本支所、長浜市都市建設部道路河川課および長浜市北部振興局建設課に備え置いて縦覧に供する。)

浸水警戒区域の指定の案の縦覧公告

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定による浸水警戒区域の指定をしたいので、同条第3項の規定により、次のとおり当該指定の案を縦覧に供する。

令和5年1月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域
 - (1) 区域の所在地 長浜市余呉町下丹生
 - (2) 区域の表示 次の図のとおり
- 2 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域における想定水位 次の図のとおり

3 浸水警戒区域の指定の案の縦覧の場所および縦覧の期間

- (1) 縦覧の場所 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県長浜土木事務所木之本支所、長浜市都市建設部道路河川課および長浜市北部振興局建設課に備え置いて縦覧に供する。
- (2) 縦覧の期間 令和5年1月13日から令和5年1月26日まで(土曜日および日曜日を除く。)

4 意見書の提出の方法等

- (1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
- (2) 意見書を提出することができるもの 指定をしようとする区域の住民および利害関係人
- (3) 意見書の記載事項 提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容
- (4) 意見書の提出期限および提出先

ア 提出期限 縦覧期間満了の日

イ 提出先 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県長浜土木事務所木之本支所、長浜市都市建設部道路河川課および長浜市北部振興局建設課に備え置いて縦覧に供する。)

浸水警戒区域の指定の案の縦覧公告

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定による浸水警戒区域の指定をしたいので、同条第3項の規定により、次のとおり当該指定の案を縦覧に供する。

令和5年1月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域

- (1) 区域の所在地 長浜市西浅井町余
- (2) 区域の表示 次の図のとおり

2 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域における想定水位 次の図のとおり

3 浸水警戒区域の指定の案の縦覧の場所および縦覧の期間

- (1) 縦覧の場所 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県長浜土木事務所木之本支所、長浜市都市建設部道路河川課および長浜市北部振興局建設課に備え置いて縦覧に供する。
- (2) 縦覧の期間 令和5年1月13日から令和5年1月26日まで(土曜日および日曜日を除く。)

4 意見書の提出の方法等

- (1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
- (2) 意見書を提出することができるもの 指定をしようとする区域の住民および利害関係人
- (3) 意見書の記載事項 提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容
- (4) 意見書の提出期限および提出先

ア 提出期限 縦覧期間満了の日

イ 提出先 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県長浜土木事務所木之本支所、長浜市都市建設部道路河川課および長浜市北部振興局建設課に備え置いて縦覧に供する。)

浸水警戒区域の指定の案の縦覧公告

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定による浸水警戒区域の指定をしたいので、同条第3項の規定により、次のとおり当該指定の案を縦覧に供する。

令和5年1月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域

- (1) 区域の所在地 甲賀市信楽町牧
- (2) 区域の表示 次の図のとおり

2 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域における想定水位 次の図のとおり

3 浸水警戒区域の指定の案の縦覧の場所および縦覧の期間

- (1) 縦覧の場所 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県甲賀土木事務所、甲賀市建設部建設事業課

および甲賀市信楽地域市民センターに備え置いて縦覧に供する。

(2) 縦覧の期間 令和5年1月13日から令和5年1月26日まで(土曜日および日曜日を除く。)

4 意見書の提出の方法等

(1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。

(2) 意見書を提出することができるもの 指定をしようとする区域の住民および利害関係人

(3) 意見書の記載事項 提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容

(4) 意見書の提出期限および提出先

ア 提出期限 縦覧期間満了の日

イ 提出先 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県甲賀土木事務所、甲賀市建設部建設事業課および甲賀市信楽地域市民センターに備え置いて縦覧に供する。)

浸水警戒区域の指定の案の縦覧公告

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定による浸水警戒区域の指定をしたいので、同条第3項の規定により、次のとおり当該指定の案を縦覧に供する。

令和5年1月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域

(1) 区域の所在地 甲賀市信楽町江田

(2) 区域の表示 次の図のとおり

2 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域における想定水位 次の図のとおり

3 浸水警戒区域の指定の案の縦覧の場所および縦覧の期間

(1) 縦覧の場所 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県甲賀土木事務所、甲賀市建設部建設事業課および甲賀市信楽地域市民センターに備え置いて縦覧に供する。

(2) 縦覧の期間 令和5年1月13日から令和5年1月26日まで(土曜日および日曜日を除く。)

4 意見書の提出の方法等

(1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。

(2) 意見書を提出することができるもの 指定をしようとする区域の住民および利害関係人

(3) 意見書の記載事項 提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容

(4) 意見書の提出期限および提出先

ア 提出期限 縦覧期間満了の日

イ 提出先 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県甲賀土木事務所、甲賀市建設部建設事業課および甲賀市信楽地域市民センターに備え置いて縦覧に供する。)

浸水警戒区域の指定の案の縦覧公告

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定による浸水警戒区域の指定をしたいので、同条第3項の規定により、次のとおり当該指定の案を縦覧に供する。

令和5年1月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域

(1) 区域の所在地 甲賀市信楽町神山

(2) 区域の表示 次の図のとおり

2 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域における想定水位 次の図のとおり

3 浸水警戒区域の指定の案の縦覧の場所および縦覧の期間

(1) 縦覧の場所 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県甲賀土木事務所、甲賀市建設部建設事業課および甲賀市信楽地域市民センターに備え置いて縦覧に供する。

(2) 縦覧の期間 令和5年1月13日から令和5年1月26日まで(土曜日および日曜日を除く。)

4 意見書の提出の方法等

- (1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
- (2) 意見書を提出することができるもの 指定をしようとする区域の住民および利害関係人
- (3) 意見書の記載事項 提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容
- (4) 意見書の提出期限および提出先
 - ア 提出期限 縦覧期間満了の日
 - イ 提出先 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
 (「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県甲賀土木事務所、甲賀市建設部建設事業課および甲賀市信楽地域市民センターに備え置いて縦覧に供する。)

浸水警戒区域の指定の案の縦覧公告

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定による浸水警戒区域の指定をしたいので、同条第3項の規定により、次のとおり当該指定の案を縦覧に供する。

令和5年1月13日

滋賀県知事 三日月 大造

1 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域

- (1) 区域の所在地 米原市醒井
- (2) 区域の表示 次の図のとおり

2 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域における想定水位 次の図のとおり

3 浸水警戒区域の指定の案の縦覧の場所および縦覧の期間

- (1) 縦覧の場所 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県長浜土木事務所および米原市まち整備部建設課に備え置いて縦覧に供する。
- (2) 縦覧の期間 令和5年1月13日から令和5年1月26日まで(土曜日および日曜日を除く。)

4 意見書の提出の方法等

- (1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
- (2) 意見書を提出することができるもの 指定をしようとする区域の住民および利害関係人
- (3) 意見書の記載事項 提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容
- (4) 意見書の提出期限および提出先
 - ア 提出期限 縦覧期間満了の日
 - イ 提出先 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
 (「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県長浜土木事務所および米原市まち整備部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、日野川流域土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和5年1月13日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 鋒 山 和 幸

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	岡 野 時 男	近江八幡市佐波江町202番地
〃	松 本 敏 男	同 市東川町519番地
〃	梅 村 和 夫	同 市十王町795番地
監 事	太 田 芳 隆	同 市小田町225番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	仲江九市	近江八幡市野村町1410番地
〃	中塚靖彦	同 市佐波江町45番地
〃	村井孝司	同 市馬淵町2454番地
監事	田畑利彦	同 市野村町1391番地

